

11月
26日

は大磯町長選挙

投票時間
午前7時～午後8時

任期満了に伴う大磯町長選挙を行います。未来の大磯をみんなの投票で作ります。

【投票日】

11月26日(日)
午前7時～午後8時

【開票日時・場所】

11月26日(日)
午後8時45分～
大磯小学校体育館

【投票できる方】

昭和61年11月27日以前に生まれた方で、平成18年8月20日以前から大磯町に住所を有する方。

【投票所入場券】

投票所入場券は、告示日(11月21日)以後にハガキで郵送します。投票の際は、各自の入場券を切り離して、投票所にお持ちください。

入場券が届かなかつたり、紛失した場合でも、選挙人名簿に記載している方は投票することができますので、投票所の係員に申し出てください。

【投票所】

該当する投票所は、郵送される「投票所入場券」に記載されています。投票所の場所は、案内図のとおりです。

※11月10日以降に大磯町内で住所を異動された方は、前住所の投票所で投票することとなりますのでご注意ください。

投票所内へは、小さなお子様と一緒に入ることができます。

また、ケガや病気などで付き添いや看護が必要な方も、付添人、看護人の方と一緒に投票所に入ることができます。ただし、この場合でも、投票用紙への記載及び投票箱への用紙の投入は、本人以外はできませんので注意してください。

【期日前投票・不在者投票】

投票日当日、投票所で投票できない方は、事前に①期日前投票、②不在者投票ができます。

①期日前投票

投票できる期間及び時間
11月22日(水)～25日(土)
午前8時30分～午後8時

・期日前投票所
町役場4階第1会議室

②不在者投票

・郵便等による不在者投票
身体障害者手帳(主に1・2級)等を持ち、投票所に行くことが困難な方は、郵便等による投票ができます。詳しくは問い合わせください。

既に「郵便等投票証明書」をお持ちの方は、選挙管理委員会から連絡します。

◆病院、施設内での不在者投票
県の指定する病院及び高齢者施設に入院・入所されている方は、その施設内で投票ができますので、施設に問い合わせください。

◆長期不在者の不在者投票

仕事等で町内に長期不在の方は、滞在先の市町村選挙管理委員会にて投票ができます。その際は郵便によるやりとりなど、日数のかかる手続きもありますので、早めに町選挙管理委員会へ問い合わせてください。

【選挙公報】

選挙公報は、11月22日から23日にかけて各紙新聞に折込みされる他、次の場所でも受け取れます。

▼大磯町役場(本庁舎・国府支所)、ふれあい会館、生涯学習館、大磯郵便局、JA湘南大磯東支店、中南信用金庫(本店・国府支店・高麗支店)、仲手川商店、ヤオマサ大磯店、神奈川ストアー大磯店

【立候補届】

▼とき 11月21日(火)
▼ところ 町役場4階委員会室

◎問い合わせ

選挙管理委員会事務局
☎内線228

投票所一覧 (案内図)

